

## 市役所西根総合支所が 市民センターに仮移転

市は西根総合支所建物を新岩手農業協同組合へ貸し出しするため、西根総合支所を西根地区市民センターに仮移転します。

■**仮移転期日** 8月17日(月)

■**仮移転先** 西根地区市民センター1階展示室

■**臨時閉庁** 8月13日(木)、14日(金)引越し作業のため西根総合支所を臨時閉庁します。

■**宿日直業務の廃止** 8月13日以降の夜間および閉庁日の戸籍届け出や電話照会等は、西根総合支所に対応出来ませんので、本庁(☎74・2111)をお願いします。

■**問い合わせ先** 西根総合支所地域振興係(☎76・2111)

## コミバスと幹線バスの 運行時刻が変わります

八幡平市立病院の開院に伴い、8月3日(月)から西根・松尾地区を走行するコミユニティバスおよび幹線バスの時刻が変更になります。新しい時刻表は7月中旬に全世帯に配布しますが、経路が一部変更となる路線もありますので、時刻表を確認してく

ださい。安代地区内を運行するコミユニティバスの時刻は変更ありません。

■**コミバスとは** 市は路線バスが運行していない地域の皆さんの移動手段としてコミユニティバスを運行しています。区間などに関係なく1人1乗車100円(浄法寺線で、市域を超える場合は200円)で利用できます。西根・松尾地区コミユニティバスは、東北防衛局の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して運行しています。

■**幹線バスとは** 市は兄畑駅から西根病院(移転後は八幡平市立病院)を結ぶ移動手段として幹線バスを運行しています。3つのエリア(①西根松尾②荒沢③田山)を縦断して運行しており、同じエリア内での利用は100円、隣のエリアまでの利用は300円、その他500円で利用できます。

■**問い合わせ先** 地域振興課地域振興係(☎・内線1146)



## 後期高齢者医療保険 被保険者証を更新

### ◎新しい被保険者証を送付

現在使用している後期高齢者医療被保険者証は、7月31日(金)まで有効です。そのため、新しい被保険者証を7月下旬に送ります。有効期限を確認の上、8月1(土)からは新しい被保険者証を使ってください。

8月になっても被保険者証が届かない場合は、市民課国保年金係まで連絡してください。

### ◎減額認定証と限度額認定証も更新

有効期限が7月31日の減額認定証(※1)または限度額認定証(※2)を持つている人で、世帯全員の所得状況が確認でき、8月以降も交付対象となる人には、7月下旬に市から新しい認定証を送ります。入院や高額な外来にかかる時にこの認定証を医療機関に提示すると、病院・薬局ごとの窓口負担が自己負担限度額までの支払いとなります。

なお、これから減額認定証または限度額認定証の交付を希望する人は、市民課または西根・安代両総合支所で申請してください。

(※1)減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証) 住民税非課税世帯に属する被保険者が交付を受けられます。

(※2)限度額認定証(限度額適用認定証) 自己負担割合が3割で、同世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも、690万円未満の場合に交付を受けられます。

自己負担限度額表(月額)

所得区分	外来+入院 (世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並みⅢ	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	
現役並みⅡ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	
現役並みⅠ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
一般	18,000円	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

### ◎保険料のお知らせは7月中旬

保険料は、被保険者ごとに決まり、個人で納めるものです。2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬に送ります。

保険料の詳しい算定内容は、届いた決定通知書を確認してください。

■**問い合わせ先** 市民課国保年金係(☎・内線1075)